**板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業　利用案内**

**医療的ケア児等の家族の就労等支援事業とは**

医療的ケア児等の健康の保持と、在宅で介護するご家族の福祉の向上を図ることを目的としています。自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、一定時間ケアを代行することでご家族の就労等を支援する事業です。

**利用対象者**

つぎの（１）～（５）すべてに該当する方を介護する同居のご家族等で、就労（※１）又は就労活動（※２）を行っている方が対象となります。

（１）板橋区内に住所を有する方

（２）①・②のどちらかに該当する方

①１８歳に達するまでに「愛の手帳１度または２度程度の知的障がい」「身体障害者手帳１級または２級程度の身体障がい（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）」の両方を有するに至った方

②日常生活を営むために別表に規定するいずれかの医療的ケアを要する状態にある１８歳未満の方

（３）ご家族等による在宅介護を受けて生活している方

（４）訪問看護により医療的ケアを受けている方

（５）現在利用している訪問看護事業所が、当事業について区と契約をしていること

※１ 就労：正職員、パート・アルバイト、自営業　等

　　　※２ 就労活動：ハローワーク、採用面接　等

ただし、被介護者様がつぎのいずれかに該当する場合は対象外です。

〇 介護保険において、要介護認定を受けている方

〇 疾病等により、医療機関の入院加療をしている方

**サービス内容**

自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣して、ご家族が日ごろ行っている医療的ケア（人工呼吸器管理・経管栄養等）や療養上の世話（食事介助・排泄介助・体位交換等）をご家族に代わって提供します。調理・洗濯など家事の援助や、入浴・外出を伴う介護は行えません。

〇提供時間　　年間２８８時間が上限となります。

※「板橋区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業」を利用されている方は、**本事業と在宅レスパイト事業のサービス提供時間を合わせた上限が２８８時間**となりますのでご注意ください。

○派遣時間　　１回につき２時間～４時間の間で、３０分単位の利用となります。

○利用者負担　利用者様の世帯収入に応じた自己負担があります。

※安全にサービスを提供するため、当事業で利用できる事業所は、**現在、被介護者様ご本人に訪問看護を提供している事業所のみ**となります。

別表　医療的ケア

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 人工呼吸器管理 ※３ | ⑦ | 中心静脈栄養（ＩＶＨ） |
| ② | 気管内挿管・気管切開 | ⑧ | 経管（経鼻・胃ろう含む） |
| ③ | 鼻咽頭エアウェイ | ⑨ | 腸ろう・腸管栄養 |
| ④ | 酸素吸入 | ⑩ | 継続する透析（腹膜灌流を含む） |
| ⑤ | ６回／日以上の頻回の吸引 | ⑪ | 定期導尿（３回／日以上） ※４ |
| ⑥ | ネブライザー　６回／日以上又は継続使用 | ⑫ | 人工肛門 |
| ※３　毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・ＮＩＰＰＶ・ＣＰＡＰなどは、人工呼吸器管理に含む。  ※４　人工膀胱を含む。 | | | |

**ご利用の流れ**

|  |
| --- |
| ①まず、主治医と現在利用している訪問看護事業所に、当事業の利用を希望していることを相談し、了承を得てください。  （当事業で利用する事業所は、区と委託契約を交わしている必要があります。 事業所が家族の就労支援事業の利用を了承しており、まだ区と委託契約を交わしていない場合は、事前に区へ相談いただけると利用開始がスムーズです。） |
| ②利用申請書（※１）に必要事項を記入し、区へ提出してください。 窓口での申請が難しい場合、郵送での申請も受け付けます。  ※１ 申請書は区HPからもダウンロードできます。  利用申請書の提出 |
|  |
| ③区が申請書の内容を審査し、利用者負担額を決定するために住民税額等を確認します。 |
| ④審査終了後、利用決定通知書（もしくは利用却下通知書）が区から届きます。  ※申請書提出から利用決定（却下）通知書が届くまでは２週間ほどかかります。  利用決定 |
|  |
| ⑤訪問看護事業所へ利用決定通知書を提示し、利用時間や利用日を調整してください。  （やむを得ず予約を変更・キャンセルする際は速やかに訪問看護事業所にご連絡ください。 キャンセル料が発生する場合がありますが、キャンセル料は区の補助対象外です。）  サービス利用 |
|  |
| ⑥利用決定通知書に記載された利用者負担金額を訪問看護事業所へお支払いください。 利用者負担額の支払方法は、各事業所によって異なりますので事業所へ直接ご確認ください。  利用料のお支払い |

**利用料**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用時間 | ２時間 | ２時間３０分 | ３時間 | ３時間３０分 | ４時間 |
| 利用料 | 15,000円 | 18,750円 | 22,500円 | 26,250円 | 30,000円 |
| 世帯区分 | 利用者負担額（１回あたり） | | | | |
| 生活保護  非課税 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| （障がい児）  区民税所得割  28万円未満 | 180円 | 220円 | 270円 | 310円 | 360円 |
| （障がい者）  区民税所得割  16万円未満 | 370円 | 460円 | 550円 | 640円 | 740円 |
| 上記以外 | 1,500円 | 1,880円 | 2,200円 | 2,630円 | 3,000円 |

**申請・問い合わせ先**

〒173-8501　板橋区板橋２－６６－１

板橋区役所　障がいサービス課　障がい児支援係　（北館２階 １２番窓口）

電話：３５７９－２１４８　FAX：３５７９－２３６４

メールアドレス：f-sshien@city.itabashi.tokyo.jp